



青色申告の中小企業会社の10の節税策

法人税は、所得に対して課税されます。

会社の所得が出た時に、期末に向けての節税策で考えられる代表的なものを10個取り上げます。無駄な経費を作るのではなく、会社の財務的体力を強くするものなど、もし私が会社の顧問税理士であるなら、真っ先にアドバイスするもので利用しやすいものを取り上げます。

なお、概略を要点のみ項目列挙いたしますので、詳細は御社の顧問税理士とよく協議の上、実施ください。

ここでは「青色申告」の「中小企業者」を対象としているので、白色申告法人や大企業である法人は別途、顧問税理士にご相談ください。

① 経営セーフティ共済に加入する

「中小企業倒産防止共済」ともいいます。

取引先企業が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高8,000万円)で回収困難な売掛債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられる中小企業倒産防止共済法に基づいた共済制度です。

掛金月額5,000円から200,000円までの範囲内(5,000円刻み)で自由に選べます。

全額損金算入ができます。年払いもできるので、期末までに20万円×12カ月=240万円の経費がつかれます。

利息はつかないのですが、40カ月以上続ければ解約返戻金も100%となります。掛金総額800万円まで積み立てられるので、いざという時の資金繰りの手当てにも利用できます。

② 1品30万円未満の減価償却資産を年合計300万円まで購入する

「少額減価償却資産」といいます。

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。

必要のないものを買うのは全くの無駄となってしまいますが、携帯電話、パソコン、シュレッダー、カメラやソフトウェアなど会社にとって必要なものや、古くなってしまったものがあれば、期末までに購入すると必要経費に算入できます。

③ 短期の前払費用として、家賃を年額前払する

「短期の前払費用」とは、法人が、前払費用の額で、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、その支払時点での損金の額に算入することが認められます。

「短期の前払費用」はどの経費にも使えるわけではないので、注意が必要です。

「短期の前払費用」が使えるのは、支払家賃や保険料のように一定の契約に従って継続的に役務提供を受ける「等質・等量のサービス」であり、「時の経過に応じて費用化されるもの」であり、現実にその対価として支払ったものであることが要件となります。

土地や建物の賃料、リース料、保険、借入金利息、月払いの会費などがあげられます。

資金的に余裕があるのであれば、事務所家賃を年払いするのでも一考です。

同族会社の場合には、事務所の所有者が会社の代表者や家族である場合もあるかと思いますが、その場合には「事務所家賃の年払い」は利用しやすいと思います。

なお、「短期の前払費用」は税務調査でも問題になる場合が懸念されますので、支払い方法、支払期間など、実行に際しては顧問税理士に十分にご相談されることをお勧めします。

④ 解約返戻金のある定期保険に加入する

前項の「短期の前払費用」を保険として利用します。資金的に余裕があり、今後も続けていけるのであれば、解約返戻金のある定期保険に加入するのも一考ではないでしょうか。

ただ、2019年6月、国税庁より法人保険の定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いについて見直しが行われ、税制改正による通達で法人保険に関する新たなルール案が公表されました。

これにより行き過ぎた節税策としての保険の活用、制限が加えられました。

しかし、法人保険の保険料を損金として全く算入できなくなったわけではありません。長期的な目線で節税を考えれば、税制改正後の現在でも法人保険を利用して節税対策をすることが可能です。

積み上がった解約返戻金は、退職金の支払い原資として活用することができます。

なお、ここでは紙面の都合で詳細を省略しておりますので、実施に当たっては顧問税理士をはじめ信頼のできる専門家にご相談の上、ご自身が納得した上で実施してください。

⑤ 従業員に「決算賞与」を支給する

多額の利益が見込まれる場合には、決算賞与を従業員に支給することも検討してみましょう。賞与の分だけ会社の資金は流出してしまいますが、従業員の勤労意欲の向上にもつながります。

「短期の前払費用」や「少額減価償却資産」などは期末までの支払いが条件でしたが、この決算賞与だけは、未払い計上が認められます。つまり、資金繰りを1か月遅らせることができます。

「未払決算賞与」が認められるには、以下のすべてを満たしている必要があります。

- 1 賞与の支給額を各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知していること
- 2 その通知した金額を事業年度終了の日から1か月以内に支払っていること
- 3 その金額を通知した事業年度で損金算入していること

紙面の都合であとの5つは項目のみ掲げておきますので、顧問税理士にご相談ください。

⑥ 従業員の賞与に関しては「事前確定届出給与」を活用する

(前期の「株主総会等の決議日」から1か月を経過する日もしくは、当期の「会計期間開始日から4か月を経過する日」のうち、いずれか早い日未までに届出が必要) *簡潔に書いています。詳細は顧問税理士へ

⑦ 従業員の給与支払総額が前年度より増加しているなら、中小企業向け「所得拡大促進税制」・「賃上げ促進税制」を活用する

⑧ 役員退職金を「打ち切り支給」する

⑨ 「未払い費用」をもれなく計上する

⑩ 固定資産、有価証券の評価損を計上する